

公共施設使用料免除対象施設

令和2年5月現在

	施設名	住所
1	中央公民館	守谷市百合ヶ丘二丁目2540番地の1
2	高野公民館	守谷市高野935番地
3	郷州公民館	守谷市みずき野五丁目3番地3
4	北守谷公民館	守谷市板戸井1977番地の2
5	国際交流研修センター(ログハウス)	守谷市緑二丁目1番地の1
6	もりや学びの里	守谷市板戸井2418番地
7	保健センター	守谷市本町631番地の1

◎使用料免除の条件

以下の条件に該当する場合、公共施設の使用料免除の申請ができます。

1. 守谷市地域子育て支援センターに登録してあること。
2. 活動目的を明らかにし活動内容が子育て支援の目的と合致していること。
3. サークルとして6か月以上活動実績があること。
4. 10組以上(市内在住7割、兄弟・姉妹は1組とする)の親子で結成されていること。
5. 一年間の活動報告及びメンバー表を提出すること。